

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則

新旧対照表

改 正 後	現 行
「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則	「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則
1～4 （略）	1～4 （略）
5. ガイドライン第13の8関係 いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。 個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、 <u>「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」</u> に規定する事項を遵守し、実施するものであること。	5. ガイドライン第13の8関係 いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。 個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、 <u>「臨床研究に関する倫理指針」</u> に規定する事項を遵守し、実施するものであること。